



平成29年度 和歌山県資格免許職員 (児童福祉法務専門員)採用試験案内

和歌山県人事委員会
和歌山県子ども未来課

- 受付期間 平成30年1月12日（金）
～平成30年2月1日（木）消印有効
- 試験日時 平成30年2月21日（水）
- 試験場所 和歌山県庁 会議室（和歌山市小松原通一丁目1番地）
※集合時刻や集合場所の詳細は受験票でお知らせします。
- 問い合わせ・受験申込 和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 子ども未来課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電話 073（441）2490（ダイヤルイン）

1 趣旨

和歌山県では、増加・深刻化する児童虐待相談等への対応として、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター（県中央児童相談所）及び和歌山県紀南児童相談所における法務に関する総括管理等を行う職員として弁護士有資格者を採用するため、公募による採用選考試験を実施します。

2 試験区分、採用予定人員、職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
児童福祉法務専門員	1名	児童相談所の法務に関する総括管理、児童虐待のうち対応困難な案件に関する業務の総括、その他児童の権利擁護に係る対応等

3 受験資格

- (1) 次のア～エの要件をすべて満たす人
 - ア 昭和33年4月2日以降に生まれた人
 - イ 弁護士名簿に登録している人で、弁護士資格に基づく職務経験が3年以上ある人
 - ウ 民間企業、地方公共団体等における職務経験を5年以上有すること（上記イの期間を含む。）。
 - エ 子供の権利擁護及び児童虐待に関する相談、支援等に携わった経験を有すること。
- (2) 次のいずれかに該当する人（イ～オは地方公務員法第16条に規定する人）は、受験できません。
 - ア 日本国籍を有しない人
 - イ 成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなる

までの人

- エ 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験日時、試験地、合格発表

	日 時	試験地	合 格 発 表
面接試験	平成30年2月21日（水）	和歌山市	平成30年2月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知します。

※ 合格発表は、和歌山県のホームページ (<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>) の「新着情報」でもお知らせします。

5 試験等の方法、内容

試験種目	配 点	内 容
面接試験	1000点	人物、能力、性格等についての個別面接

6 受験手続と受付期間

(1) 申込書の配付場所

和歌山県福祉保健部保健政策局子ども未来課、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター、和歌山県人事委員会事務局、各振興局健康福祉部保健福祉課

申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「申込書請求」と朱書きし、92円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長形3号、縦23cm×横12cm程度の大きさ）を必ず同封して、和歌山県子ども未来課へ請求してください。

また、和歌山県ホームページの「福祉保健部保健政策局子ども未来課」(http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040200/katop_index.html) から申込書等を印刷することも可能です。

(2) 申込方法

次の書類を和歌山県福祉保健部保健政策局子ども未来課へ郵送するか又は持参してください。

ア 申込書（指定様式：必要事項を記入し、写真を貼付してください。）1通

イ 弁護士登録を証することができる証明書の写し 1通

※ 日本弁護士連合会又は所属する各弁護士会が発行する身分証明書

ウ 返信用封筒（長形3号 縦23cm×横12cm程度の大きさに宛先を明記し、82円切手を貼ったもの。折り曲げて同封可。）1通

郵送で申込む場合は、必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「受験申込み」と朱書きしてください。これ以外による不着の問題につきましては、一切対応しかねます。

(3) 受付期間

ア 郵送による受付

平成30年1月12日（金）から受付を開始し、平成30年2月1日（木）までの消印のあるものを受け付けます。

イ 持参による受付

平成30年1月12日（金）から平成30年2月1日（木）までの午前9時から午後5時45分まで受け付けます。なお、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。

(4) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付します。

なお、提出書類に不備があるときは受験することができない場合があります。また、受験票が平成30年2月14日（水）までに到着しないときは、和歌山県福祉保健部保健政策局子ども未来課まで連絡してください。

（注）この採用試験において取得した個人情報は、職員採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。また、受験に際し提出された書類は、一定期間保管後、速やかに安全かつ適切な方法で廃棄します。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の合格者は、平成30年4月に参事（次長級）として採用予定ですが、受験資格に定める資格要件を満たさなかった場合には、この試験に合格しても採用資格を失います。
- (2) 採用時の給料月額は、おおむね410,200円（給料の調整額を含む。）（平成29年4月1日現在）ですが、経歴その他を勘案して決定します。

このほか、職員の給与に関する条例等の定めに従い、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

8 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例第25条の規定により、口頭で開示請求することができます。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局（県庁北別館5階、和歌山市小松原通一丁目1番地）に請求してください。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 開示請求できる人 | 受験者本人 |
| (2) 開示内容 | 総合得点及び総合順位 |
| (3) 開示期間 | 合格発表の日から1月間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律に規定する休日を除く。）午前9時（開示期間の
初日は合格発表後）から午後5時45分まで |

9 申込書記入上の注意事項

- (1) 記載事項に不正があると受験が無効になる場合があります。
- (2) 記入はすべて自筆で、インク又はボールペンを用い、かい書でていねいに書いてください。
数字は算用数字を用い、日付は西暦で記入しないで、和暦で記入してください。
- (3) 連絡先は、現住所と同じ場合は記入する必要はありません。
- (4) 「弁護士職務経験」の欄は、「3受験資格」(1)のイの要件に関する「弁護士資格に基づく職務経験」を記入してください。
- (5) 「民間企業等での職務経験」の欄は、「3受験資格」(1)のウの要件に関する「民間企業、地方公共団体等における職務経験」を新しいものから順に上から記入してください（上記「弁護士職務経験」を除く）。
 - ・期間は、現在、在職中の方は始まりの年月だけ記入し、終了年月は記入不要
 - ・退職等の理由については、在職中の場合は、「在職中」と記入
- (6) 「子供の権利擁護及び児童虐待に関する相談、支援等の経験」の欄には、「3受験資格」(1)のエの要件となっていることをふまえ、具体的に記入してください。

10 その他

- (1) 台風・地震などの非常時は、試験日程等を変更することがあります。
- (2) この試験についての問い合わせは、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課にしてください。

試験会場案内図

和歌山県庁 会議室 (和歌山市小松原通一丁目1番地)



○ 案内図は略図ですので、正確な場所は各自で確認しておいてください。